

## 第 8 号議案

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例等の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 21 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員  
に対して勤勉手当を支給するほか、所要の改正を行うものであります。

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例等の一部を  
改正する条例

(非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例（昭和31年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条 勤勉手当は、支給基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ支給基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、若しくは任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規則で定める額に、府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第20条第2項に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、一般職の常勤職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。  
(府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例(令和4年12月府中市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 府中市職員の給与に関する条例(昭和29年6月府中市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「前2項の規定の適用については、第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、前項中」を「前項の規定の適用については、同項中」に、「とあるのは「給料」を「とあるのは、「給料」に改める。

第20条第4項中「加算した額に100分の112.5を乗じて得た額」とあるのは「勤勉手当算定基礎額に100分の55を乗じて得た額」を「加算した額」とあるのは、「勤勉手当算定基礎額」に改める。

参 考（第1条関係）

非常勤職員の報酬、費用弁償、期末手当等に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（通則）</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当（法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）にあつては、給与）並びにこれらの基準に関しては、別に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。</p> <p><u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第7条 勤勉手当は、支給基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ支給基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの支給基準日前1月以内に退職し、若しくは任期が満了し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の規</u></p>	<p>（通則）</p> <p>第1条 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当（法第57条の規定に基づく単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）にあつては、給与）並びにこれらの基準に関しては、別に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。</p> <p>（追 加）</p>

新

旧

則で定める額に、府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）第20条第2項に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、一般職の常勤職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（会計年度任用職員である単純労務職員の給与の種類及び基準）

第8条 会計年度任用職員である単純労務職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、その基準については、一般職の常勤職員との権衡を考慮して、任命権者が定める。

（施行細則）

第9条 省 略

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（府中市職員の給与に関する条例の一部改正）

2 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

（追 加）

（会計年度任用職員である単純労務職員の給与の種類及び基準）

第7条 会計年度任用職員である単純労務職員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、超過勤務手当及び期末手当とし、その基準については、一般職の常勤職員との権衡を考慮して、任命権者が定める。

（施行細則）

第8条 省 略

新

旧

第19条第4項中「前2項の規定の適用については、第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、前項中」を「前項の規定の適用については、同項中」に、「とあるのは「給料」を「とあるのは、「給料」に改める。

第20条第4項中「加算した額に100分の112.5を乗じて得た額」とあるのは「勤勉手当算定基礎額に100分の55を乗じて得た額」を「加算した額」とあるのは、「勤勉手当算定基礎額」に改める。

参 考（第2条関係）

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（会計年度任用職員等の給与）</p> <p>第27条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいい、府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第27号）の適用を受ける職員を除く。）の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、寒冷地手当、<u>超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2～3 省 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 省 略</u></p>	<p>（会計年度任用職員等の給与）</p> <p>第27条 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいい、府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例（令和4年12月府中市条例第27号）の適用を受ける職員を除く。）の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、寒冷地手当、<u>超過勤務手当及び期末手当</u>とする。</p> <p>2～3 省 略</p>

参 考（第3条関係）

府中市ボートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 従事員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、寒冷地手当、<u>超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 省 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 省 略</u></p>	<p>（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 従事員の給与の種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、寒冷地手当、<u>超過勤務手当及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 省 略</p>